

## 第12回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時  
平成20年7月9日(水)午後1時15分から午後3時20分まで
- 第2 開催場所  
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者  
(委員)  
柏村二三男, 金谷暁(委員長), 高橋一郎, 高橋文郎, 寺島由浩, 二瓶由美子,  
辺見俊彦, 村上満男, 森高重久, 山口哲子(五十音順, 敬称略)  
(説明者)  
鈴木裁判官, 柳田事務局長, 齋藤民事首席書記官, 高坂刑事首席書記官,  
佐々木事務局次長, 長沼総務課長  
(庶務)  
栗田総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(長沼総務課長)  
(岡光民雄委員長の異動により委員長不在のため, 以下, 森高重久委員長代理が議事を進行した。)
  - 2 委員の交代  
岡光民雄委員長の異動に伴い平成20年2月4日付けで金谷暁委員が選任された旨説明
  - 3 委員長選出  
(1) 規則6条1項により, 金谷暁委員を当委員会の委員長に選出した。  
(2) 金谷暁委員長自己紹介  
(以下, 金谷暁委員長が議事を進行した。)
  - 4 委員の交代  
(1) 板野裕爾委員の異動に伴い平成20年6月26日付けで辺見俊彦委員が選任された旨説明  
(2) 全委員が自己紹介を行った。
  - 5 議事  
(1) 裁判員裁判用法廷の見学  
(2) 法廷設備等の説明  
(3) 模擬選任手続, 模擬裁判及び模擬評議の実施状況について, 高坂刑事首席書記官より説明  
(4) (3)の説明についての質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】  
○ 評議の進行は裁判長が行うのか。  
◎ 裁判長は, 評議の主催者として, できるだけ裁判員の皆さんに意見を述べていただくように配慮して評議を進めている。各論点ごとに意見を出していただき, それに対する意見が出てくることによって, 話し合いという雰囲気は保たれている。  
○ 裁判員役の選出に当たっての「職業別人口割合」とは?  
◎ 福島県内の20歳以上の人の職業の割合から見て, 裁判員が無作為で選ばれる本番では, おそらくそのような割合になるのではないかとということで裁判員役の人選を行った。  
○ 2月に行われた模擬選任手続に参加した。質問手続についての感想を言えば, あのような形に慣れていない人は, 最初はとても緊張するのではないかと思った。最

高裁判所のDVDを見たが、分かりやすく説明されているので、いろいろな方に事前に見てもらうことが大事だと思う。

- 広報用DVDの配布状況はどのようになっているか。
- ◎ 県内の自治体、図書館及び訪問を行った企業等に配布している。また、管内各裁判所において貸出しも行っている。今後、最高裁において、簡易版DVDの作成が予定されていることから、もっと範囲を広げた配布が可能となる。
- 裁判員制度ウェブサイトでも見ることができる。
- 広報用DVD「審理」を見たが、劇中、目撃証人1人と母親が尋問されていた。裁判員裁判が始まって本当にその程度の証人で裁判員が判断できるのか疑問である。逆に判断の材料にしてはいけないと言われているテレビニュースや週刊誌を見た方が、数多くの客観的な判断材料を得ることができるのではないか。裁判の中で与えられた証拠だけの判断は難しいのではないか。
- 裁判員の負担を軽減するため、公判に時間をかけることはできない。よって、公判前整理手続で争点を絞り、証拠を整理してから公判を始めることになる。証拠についての説明は、冒頭陳述や論告等によって行う。
- DVDでは、時間や構成の関係から単純化しているところもある。必要な証人までも絞ることはない。
- 弁護士は捜査ができず、新たな目撃証人などを捜すことは難しいので、検察官が取り調べた証人のうちで、違う供述をしている人を証人として立てることになる。
- 裁判員裁判を行うに当たっては、「正当防衛」や「責任能力」等、一般の方々には判断が難しい部分が問題になるのではないか。
- ◎ 裁判員の方々に分かりやすいよう具体的な事例に当てはめて説明することになる。特に「責任能力」に関しては難しい問題で、最高裁等においても精神科医の協力をいただいて、いろいろ検討しているところである。また、福島でも「責任能力」が問題となる事例を模擬裁判で行うことを検討している。
- (5) 裁判員制度に関する広報について、柳田事務局長より説明
- (6) (5)の説明についての質疑応答等の要旨【●＝委員長，○＝委員，◎＝説明者】
- 裁判員制度のスタートまで1年を切り、今年中に候補者名簿ができ、通知を行うことになる状況の中で、裁判所の広報行事の記事等を目にすることはあるか。
- 関心を持っている人であれば、目に入っていると思う。制度について少しでも勉強して理解すれば、ある程度不安は解消し、やってみてもよいと思うのではないか。教育においても大きな課題と考えている。
- 制度についての問い合わせはきているか。また、それにどのような形で答えているか。
- ◎ 数は少ないが、辞退事由についての質問を中心に問い合わせがある。回答は、総務課で行っている。
- 自分が行っているいろいろな社会活動の中で広報用DVDを見せたいと考えているが、DVDの貸出しは行っているのか。
- ◎ 総務課又は管内裁判所においてDVD等の貸出しを行っている。
- 精神障害者支援にかかわっている。人によって身体的な障害も違うし、そのような人たちの参加については、どのように考えればよいか。
- ◎ 限られた審理計画の中で、裁判の内容を見て、聞いて、分かるということが裁判員としての前提になるし、連続開廷というのもハードだと思うので、辞退することもある程度可能だと思う。もちろん、参加意欲の高い方もいるかもしれないが、参加できるかどうかは一概には言えない。

- 最高裁作成のQ&Aは、イラストで解説されており、非常に分かりやすい。
  - 最初に候補者に通知をするときにいろいろな資料を同封することで、内容を理解してもらえるのだと思う。具体的に選ばれてもいない時点で、全く興味のない人に広報しても効果は薄い。
  - 説明会などの広報活動は、どの程度行われているのか。
  - ◎ 裁判所での見学会や出張講義等、県内で、かなりの人数の方に対して行っている。その他、昨年1年間で200社程度の企業を訪問し、制度説明等を行っている。
  - 親子体験学習会は、希望者が多いということだが、教育にくい込む形での広報は効果があると考えられる。PTA連合会等、全国規模の団体を通じて働きかけることも効果的ではないか。
  - 将来のために教員や学生を対象としたものが必要。
  - 検察庁では、毎年、法教育等に関する教員研修を行っている。また、これまで職員総出で説明会等の広報活動を行ってきたが、これからは、単なる制度の周知から裁判の中身の理解へと重点を移すべきだと思う。
  - 参加に消極的な人の中には、制度の中身を誤解している人もいるのではないか。
  - 裁判員裁判対象事件の約7割は自白事件で、量刑だけが問題になる。また、既に制度開始を見据えて、実際の裁判でもいろいろ工夫をしているところであるので、ぜひ傍聴していただきたいと思う。
  - 何度か公判傍聴をしているが、被告人の姿を見ることとか、雰囲気とか、正直に言って怖いものがある。女性は、特にそう思う方が多いのではないか。
  - 怖いということまではないが、傍聴席に被告人の家族がいると、目を合わせないようにとか気を遣ってしまう。
  - 今後のために裁判をしっかり見ることは大事なことだと思う。
  - 司法制度改革の趣旨や市民の意見を司法に反映させるという裁判員制度の趣旨を伝えていないのではないか。意義、目的を分かりやすく伝えることが大事なのだと思う。
  - 裁判は、自分ではない誰かがどこかでやってくれるという意識を払拭する必要がある。
  - 裁判に参加するには、それなりの自覚と責任が必要だと思う。
  - アンケート等では、「仕返しが怖い。」、「責任が重い。」という意見が多いが、1人で判断するのではなく、9人で話し合う中で出てくる答えが判決になるんだということをしっかり説明する必要がある。
  - 選挙でも20代の投票率が低いのが問題となっている。裁判員制度についても、世代によっては全く反応がない場合もあると思う。また、実際に制度が始まるとクレームをつける人が出てくることを危惧している。
- 6 次回の予定等について
- (1) 次回の議題は、各委員から随時募集し、追って設定することとした。
  - (2) 次回開催期日を平成21年1月22日(木)午後1時15分からとすることで了承された。

## 第5 閉会